

## 凡 例

- 1 本書に掲載する事項は、令和6年度における当局の各種事業統計であり、特に断りのない限り、令和7年3月31日現在の数値を表す。
- 2 数字の単位未満は、四捨五入してあるので、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 負数については△を使用し、統計数字の前に付けてある。
- 4 主要給水所とは、配水池容量が1万立方メートル以上のものをいう。
- 5 支所の所管区域は、次のとおりである。

支 所	所 管 区 域
中 央 支 所	千代田区、中央区、港区（ただし、台場を除く。）、文京区、台東区及び豊島区
東部第一支所	港区（ただし、台場に限る。）、墨田区、江東区、品川区（ただし、東八潮に限る。）、大田区（ただし、令和島に限る。）及び江戸川区
東部第二支所	荒川区、足立区及び葛飾区
西 部 支 所	新宿区、中野区及び杉並区
南 部 支 所	品川区（ただし、東八潮を除く。）、目黒区、大田区（ただし、令和島を除く。）、世田谷区及び渋谷区
北 部 支 所	北区、板橋区及び練馬区

（注） 一部、所管区域を越えて、施工及び管理する区域がある。

- 6 図表等における「多摩」とは、多摩地区都営水道26市町を指している。